

京都市1.5℃を目指す地球温暖化対策推進本部規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第117号

京都市1.5℃を目指す地球温暖化対策推進本部規則の一部を改正する規則

京都市1.5℃を目指す地球温暖化対策推進本部規則の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第14号を第15号とし、第2号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 都市経営戦略監

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(環境政策局地球温暖化対策室)